

【北海道からのお知らせ】時短・外出自粛等により影響を受けた 道内事業者の皆様への「道特別支援金」の給付について

道では時短営業に協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた方々など、経済的な影響を受ける事業者の皆さんに支援金を給付します。<u>(広報よいち4月号発行時点で未定となっていた部分の詳細が決定しましたので改めてお知らせします。)</u>

【対象】

- ①札幌市内の時短対象飲食店等との取引がある事業者
- ②北海道内外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者

[給付要件] 2020 年 11 月~ 2021 年 3 月のいずれかの月の売上が対前年または前々年同月比で 5 0 % 以上減少していること

※ただし、比較する月を2020年11月および12月とした場合は、前年同月のみとする。

【給付額】 中小法人等:20万円 個人事業者等:10万円

道の特別支援金に申請いただく前に、国の一時支援金に該当するかどうか、確認をお願いします。 (国または道いずれか1つのみ受給できます。) 道内事業者の方も該当する可能性があります。 (中小法人等) 最大60万円 / (個人事業者等) 最大30万円

【受付期間】 2021年4月1日(木)~8月31日(火)

※郵送の場合:8月31日(火)消印有効

※WEB申請:受付中

【問合せ・提出先】

○問合せ 011-351-4101 (専用ダイヤル)

対応時間 午前8時45分~午後5時30分(~8月31日(火)) ※平日のみ

〇提出先(郵送の場合) 〒060-8407 北海道特別支援金事務局(住所の記載不要)

※2021年8月31日(火)消印有効

- ・簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法で、かつ 配達時に受取確認がされるもの)で郵送してください。
- ・料金不足のものについては、受付できません。

※申請書類等は次の北海道公式ホームページよりダウンロードすることができます http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.htm

問合せ 商工観光課 商工労政グループ

☎21-2125



【北海道からのお知らせ】

「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内

中小企業、小規模事業者の皆さん、働き方改革関連法への対応はお済みですか?道では、2021年4月から各(総合)振興局などに窓口を設置しました。また、「北海道働き方改革推進支援センター」から派遣される社会保険労務士による巡回相談を各地で毎月開催しますので、お気軽にご相談ください。

<事業者の皆さんから寄せられる声>

- ・うちの会社って働き方改革関連法にきちんと対応できているか不安
- ・「同一労働同一賃金」って最近よく聞くけれど、うちの会社ではどんな対応をすればいいの?
- ・テレワークを導入したいのですが、社内規定や労務管理の仕方が分からない

【巡回相談(後志管内)】

○会場 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎 後志総合振興局第2会議室 (3階) ○日時 いずれも時間帯は10時~16時

2021年5月25日(火)、6月23日(水)、7月14日(水)、8月25日(水)9月28日(火)、10月26日(火)、11月30日(火)、12月15日(水)

2022年1月26日(水)、2月16日(水)、3月9日(水)

- ※日時は変更になることがあります。また、ご予約のある事業者様が優先となりますので、来場される際は、あらかじめ総合振興局担当までご連絡いただきますようお願いします。
- ※巡回相談への来場が難しい場合には、専門家が事業者様を訪問させていただくこともできますので、総合振興局担当まで問合せください。

【相談窓口・巡回相談問合せ】

後志総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係 電話:0136-23-1362 (直通) (平日午前8時45分~午後5時30分(土日祝日及び年末年始を除きます))

問合せ 商工観光課 商工労政グループ

☎21-2125